

鳥取県告示第411号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合  
倉吉市西倉吉町7-12

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第2号

3 認可に係る変更の内容

天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
(禁止区域) 第5条 略 2 次の表の左欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、行ってはならない。			(禁止区域) 第5条 略 2 次の表の左欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、行ってはならない。		
漁法	禁止区域	禁止期間	漁法	禁止区域	禁止期間
投網	略		投網	略	
	天神川（その支流を含む。）のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から東伯郡三朝町大字牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から8月31日まで		天神川（その支流を含む。）のうち東伯郡三朝町大字若宮地内の河戸橋から同町大字牧地内の頭首工までの区域	6月1日から7月31日まで
	三徳川のうち三徳川と天神川との合流点から東伯郡三朝町大字大瀬及び本泉におけるわかとり				

	大橋までの区域				
	天神川のうち 倉吉市田内地 内の羽合用水 えん堤から小 鴨川合流点ま での区域並び に小鴨川のう ち小鴨川と天 神川との合流 点から倉吉市 八幡町及び生 田における明 源寺堰までの 区域				
さお釣り（フライ・ルアーを除く。）	小鴨川のうち 倉吉市関金町 今西地内の <u>讃 岐井手頭首工</u> から同町 <u>堀地</u> 内の <u>第2頭首 工</u> までの区域	3月1日 から9月 30日まで	さお釣り（フライ・ルアーを除く。）	小鴨川のうち 倉吉市関金町 <u>堀地</u> 内の <u>堀橋</u> <u>上流えん堤</u> か ら同町 <u>明高地</u> 内の <u>明高三段</u> <u>えん堤</u> までの 区域	3月1日 から9月 30日まで

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
天神川漁業協同組合理事会が別に定めて公表する日